

益城町複合施設建設設計業務委託プロポーザル技術提案書等提出要領

益城町複合施設建設設計業務委託プロポーザルにおける技術提案書等は、「益城町複合施設建設設計業務委託プロポーザル実施要領」に定める参加資格要件等を備えている参加表明者について、次のとおり技術提案書等の提出を要請するものとする。

1 技術提案書等の作成

(1) 技術提案書等作成上の基本事項

プロポーザルにおける技術提案は、設計者を選定するために、その取組み方法等について提案を求めるものであり、設計業務の具体的な内容や成果品の一部を求めるものではない。

(2) 技術提案のテーマ

技術提案書等のテーマは次のとおりとする。

業務の実施方針	益城町複合施設建設基本計画の内容を踏まえ、各課題に対する基本的な考え方や設計上、特に配慮する事項、業務の取組体制、設計チームの特徴、設計工程を含む事業全体のロードマップ等について
課題①	<すべての利用者にやさしく、経済性に優れた施設> ・すべての住民にとって使いやすい施設とするため、使いやすいバリアフリー化など、安心して便利に使えるユニバーサルデザインの整備とすべての利用者にやさしい施設について ・建設材料や建設工法及び機器の選定等、建物のライフサイクルを考慮し、汎用性の高さや耐用年数及び更新性が優れ、将来にわたって維持管理しやすい施設について
課題②	<災害に強く、災害を学べる施設> ・地震や台風・豪雨などの自然災害が発生した場合の災害支援の対応施設をはじめ、危機管理機能を強化し、かつ、熊本地震の教訓を次世代へ継承する施設について
課題③	<周辺環境と調和し、多様性に柔軟な施設> ・周辺の環境に配慮した外観や外構を整備し、住民の憩いの場や交流の場を創出できる多世代の交流を促進させ、他の公共施設との連携による住民文化活動の支援等、交流の拠点となる施設について ・利用形態や人数の変動に対し、空間の自由度を高めるとともに、ゆとりをもった構造計画による将来の変化に柔軟かつ効率的に対応する施設について

(3) 技術提案書等の作成方法

- ア 技術提案書等は、様式第14号から第17号に示すとおりとし、用紙の使用は片面とする。
- イ 様式第15号はA3判の用紙(横向き)に1枚、第16号はA3判の用紙(横向き)に、各課題につき用紙1枚とし、各課題についての基本的な考え方を簡潔に記載すること。

(4) 参考見積金額

- ア 仕様書及び提案書に記載されたすべての業務を履行するうえで必要な参考見積金額を任意様式に記載すること。
- イ 確認申請手数料、構造計算適合性判定手数料、建築物の完了検査申請又は完了通知手数料は含まないこと。
- ウ 参考見積金額には、消費税10%を含む金額とし、かつ、見積限度額を超えないこと。
- エ プロポーザル特定後の見積入札における金額は、本合計額に消費税10%を乗じた金額以内とし、かつ、見積限度額を超えないこと。

(5) 作成上の注意事項

評価の公平性を確保するため、次の事項を厳守すること。また、守られなかった場合は配点しない場合がある。

- ア 益城町複合施設建設基本計画等の内容を踏まえること。
- イ 文章のフォントは11ポイント程度とする。ただし、見出し・図・表中の文字については特に制限しない。
- ウ 文書を補完するための最小限度の写真、イラスト及びイメージ図は使用することができるものとするが、設計の内容が具体的に表現されたものにならないように注意すること。
- エ 提出者(参加者名、代表者名、協力事務所等)の特定又は推察をすることができる内容の記述は、一切記載してはならない。
- オ 要求した内容以外の書類、図面等については、受理しない。

2 技術提案書等の提出

(1) 提出部数

ア 様式第14号及び第17号、参考見積書は、各1部を提出すること。

イ 様式第15号及び第16号は、様式又は課題毎にインデックスを付し、片袖折りにてA4フラットファイルに綴り、8部提出すること。

(2) 提出方法

事務局へ持参又は郵送（受付期間内に事務局必着とし、配達完了が確認できる書留郵便又は宅配業者等による信書便に限る。）により提出すること。持参する場合、提出者は指定しないが「選定通知書」を持参し、提示すること。

3 その他

本要領に規定されていない事項が発生した場合は、益城町複合施設建設設計者選定審査委員会と益城町が協議し決定する。

また、その内容は、必要に応じて技術提案者全員に通知する。